

「工事元請・下請関係者（変更）届出書」の提出の徹底について

福井県が発注する土木工事において使用する特記仕様書の「11 施工体制」により、すべての工事について「工事元請・下請関係者（変更）届出書」（以下「下請届」という。）の提出が必要となっています。

つきましては、平成22年11月1日以降、下請届を提出しないで下請負したことが判明した場合（発注者の事前承諾があった場合を除く。）または下請届に虚偽の内容を記載したと認められる場合（当該記載内容が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の8第1項に規定する「工事経歴書」の記載内容と異なる場合を含む。）は、「福井県工事契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行うものとします。

なお、下請届の提出が必要な工事の請負契約が終了した場合であっても、当該違反事例に該当することが判明した場合は、指名停止措置を行うものとします。